

令和5年3月10日

事業者の皆様へ

神奈川県県土整備局都市部都市整備課

禁止地域から除外される「道路・鉄道から直接展望できない地域」の取扱いについて（お知らせ）

神奈川県屋外広告物条例第3条第1項の禁止地域に指定されている高速道路・新幹線の両外側500メートル以内の地域については、山、丘やトンネル等により道路等から直接展望できない場合に禁止地域から除外していますが、令和5年4月1日から次のとおり取扱いを一部変更します。

1 新たな取扱い

山、丘やトンネルのほか、建築物や高速道路の遮音壁等の人為的な障害物（一時的、仮設的なものを除く）によって直接展望できない場合についても、展望できないことを証する書類の提出をもって禁止地域から除外します。

2 展望できないことを証する書類

「広告物の設置（予定）場所から道路又は鉄道の本線の方向を撮影した写真」（方向を変えて撮影した写真を1基につき3枚程度）を許可申請書の添付書類として提出してください。

3 留意事項

- 展望できないことの挙証責任は、広告物の表示（設置）許可申請者が負うものとします。
- 広告物から当該道路・鉄道上を走行する車両を一部でも視認できる場合は、禁止地域から除外しません。また、高速道路等の遮音壁によって展望できない場合であっても、遮音壁が透明のため透過して車両を視認できる場合は、禁止地域から除外しません。
- 展望できないと認められ、禁止地域から除外する地域は、用途地域等に応じた許可地域区分の許可基準が適用されます。
- 許可後に建築物の取り壊し等により要件を満たさなくなった場合には、その時点で広告物の除却が必要となります。
- 継続許可申請時にも、現況確認のため直近に撮影した写真を提出してください。
- 上記提出書類のほか、展望できるかどうか判断を行う上で必要な場合は、追加資料の提出をお願いすることがあります。

4 適用年月日

令和5年4月1日以降に許可申請された広告物を対象とします。

屋外広告物の許可申請窓口一覧（県条例が適用される区域）

（令和5年4月1日）

表示等の場所 ^{※1}	許可申請窓口	電話番号
三浦市	横須賀土木事務所 許認可指導課	046-853-8800(代)
伊勢原市・二宮町	平塚土木事務所 許認可指導課	0463-22-2711(代)
寒川町	藤沢土木事務所 許認可指導課	0466-26-2111(代)
座間市	厚木土木事務所東部センター 許認可指導課	0467-79-2865
大井町・松田町	県西土木事務所 許認可指導課	0465-83-5111(代)
箱根町	県西土木事務所小田原土木センター 許認可指導課	0465-34-4141(代)
逗子市	逗子市 まちづくり景観課	046-873-1111(代)
厚木市	厚木市 都市計画課	046-225-2401
海老名市	海老名市 都市計画課	046-235-9391
南足柄市	南足柄市 都市計画課	0465-73-8026
綾瀬市	綾瀬市 都市整備課	0467-77-1111(代)
葉山町	葉山町 都市計画課	046-876-1111(代)
大磯町 ^{※2}	大磯町 都市計画課	0463-61-4100(代)
中井町	中井町 まち整備課	0465-81-3901
山北町	山北町 都市整備課	0465-75-3647
開成町	開成町 街づくり推進課	0465-83-2331(代)
真鶴町	真鶴町 まちづくり課	0465-68-1131(代)
湯河原町	湯河原町 まちづくり課	0465-63-2111(代)
愛川町	愛川町 都市施設課	046-285-2111(代)
清川村	清川村 まちづくり課	046-288-3862

※1 上記以外の区域に屋外広告物を設置する場合は、県条例ではなく各市の条例が適用されます。（道路・鉄道周辺の禁止地域から除外される広告物の取扱いについても、県条例とは異なります。）

※2 大磯町内の屋外広告物の許可申請窓口は、令和5年4月1日以降、平塚土木事務所から大磯町都市計画課に変更となります。